

環境研究総合推進費令和3年度中間・事後評価要領

(独) 環境再生保全機構環境研究総合推進部

目次

I. 中間・事後評価全般について	2
1. 評価者	2
(1) 評価実施主体と評価者	2
(2) 利害関係者の排除	2
(3) 守秘義務	2
2. 評価の概要	3
(1) 目的等	3
(2) 評価の観点	3
(3) 評価結果の公表と反映	3
II. 評価観点と評価方法等について	4
1. 評価項目と採点方法	4
(1) 研究目標の達成状況	4
(2) 研究成果のアウトカム	5
(3) 研究の効率性	6
2. 総合評価の採点方法	6
3. 研究経費の妥当性（中間評価のみ）	7
4. 評価シートのコメント	7
5. 評価に当たっての留意事項	7

I. 中間・事後評価全般について

1. 評価者

(1) 評価実施主体と評価者

(独) 環境再生保全機構 (以下「機構」という。) は、「環境研究総合推進業務実施要領 (平成 28 年 9 月 30 日細則第 23 号)」及び「環境研究総合推進業務に係る研究課題評価実施細則 (平成 28 年 9 月 30 日細則第 24 号)」に基づき、環境研究推進委員会 (以下「推進委員会」という。) による調査審議を経て、中間・事後評価を行う。

中間・事後評価は、推進委員会の下各研究部会が実施し、各研究部会の委員及び環境省担当者が評価者となる。

(2) 利害関係者の排除

評価者が評価対象の研究課題に対し利害関係を有する場合は、当該研究課題に対する評価を棄権する。

利害関係がある場合とは、次の場合をいう。

- ①当該研究課題の研究代表者または研究分担者と直接の上司・部下の関係にある又は過去 3 年以内であった場合
- ②当該研究課題の研究代表者の所属する機関において、大学における学部長、独立行政法人 (国立研究開発法人含む) における領域長等の役職に就いている場合
- ③評価者自らが研究代表者、研究分担者、研究協力者、アドバイザー*等として、当該研究課題に参画している場合
- ④当該研究課題の研究代表者と血縁関係にある場合 (親子・兄弟ほか、社会通念上の親戚づきあいがある場合)
- ⑤当該研究課題の研究代表者の学位取得時の指導教官であった場合等、密接な師弟関係にある場合
- ⑥当該研究課題の研究代表者または研究分担者と過去 3 年以内に緊密な共同研究 (例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆など、同じ研究グループにおける研究活動) を行っていた場合

※研究推進のために研究代表者が開催する「アドバイザリーボード会合」におけるアドバイザーとする。

(3) 守秘義務

評価者は、研究課題の評価に関して知ることのできた個人情報、企業秘密及び研究課題に係る未公表の情報を漏らし、又は盗用してはならない。

2. 評価の概要

(1) 目的等

【中間評価】

○研究期間が3年間以上で、本年度が研究の中間年に当たる研究課題について、情勢の変化及び進捗状況等を把握し、研究の加速、中断又は中止を含めた計画変更の要否の確認等に資することを目的とする。

○ヒアリング評価を実施する。その際、中間研究成果等報告書等を評価の対象とする。

【事後評価】

○前年度で終了した研究課題を対象とし、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究発展への活用等に資することを目的とする。

○ヒアリング評価を実施する。その際、終了研究成果等報告書等を評価の対象とする。

(2) 評価の観点と評価方法

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）」及び「環境省研究開発評価指針（平成29年7月14日総合環境政策統括官決定）」に基づき、「必要性」（環境行政上の意義、科学的・技術的意義等）、「有効性」（環境問題の解明・解決、環境政策・施策の企画立案・実施等に対する効果等）、「効率性」（計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等）の観点から評価を実施する。あらかじめ研究開発分野ごとの特性に応じて、具体的かつ明確で判定しやすい研究目標（できる限り数値化）を設定し、評価の基礎とする。

研究目標及び研究計画に照らした進捗状況・達成状況を、研究実施者による自己点検結果等も活用し、総合評価を行う。

(3) 評価結果の公表と反映

評価過程は、非公表とする。

評価委員については、次年度の新規課題採択の公表とあわせ、推進委員会（各研究部会を含む。）の委員名を公表する。

評価結果は、各研究部会終了後、推進委員会における検討の後、機構において決定し、環境省が設置する環境研究企画委員会に報告する。また、被評価者に通知するとともに、機構ウェブサイトにて公表する。

なお、中間評価結果における研究経費の妥当性に関する評価結果は、次年度以降の研究費に反映させる。また、中間評価結果に基づき、今後の研究計画の妥当性について確認し、必要に応じて研究計画の変更、経費の増減額、研究開発の中止等の措置を講じる。

II. 評価の観点と評価方法等について

1. 評価項目と採点方法

(1) 研究目標の達成状況

研究計画で設定したアウトプット目標に対する進捗・達成状況を評価することにより、総合評価の基礎とする。その際、成果報告書に記載されている論文数や特許の出願件数なども参考にする。

なお、評価対象は、事前審査において、必要性の観点（環境行政上の意義や科学的・技術的意義）から十分に実施価値があると判断・採択され、実施された研究課題であることを踏まえ、研究目標に対する進捗・達成状況を評価することにより、必要性の観点の評価とする。

挑戦的・意欲的な目標を設定し、困難度の高い研究を実施していると認められる場合には、加点する。

中間評価では「計画通りに進捗しているか」、事後評価では「期待通りの研究成果があがっているか」について評価する。

【目標達成度】

研究計画で設定したアウトプット目標に対する進捗・達成状況について、100点を評価の基準とし、研究の進捗・達成状況によって0点～120点の範囲で評価する。

研究の進捗・達成状況		点数の目安
中間評価	事後評価	
計画以上の進展があり、目標を上回る成果が期待できる	目標を上回り、当初期待以上の成果をあげた	101～120点
計画と同等の取組が行われ、目標通りの成果が期待できる	目標を達成し、当初期待通りの成果をあげた	100点
概ね計画通り進展しており、目標通りの成果が期待できる	目標を概ね達成し、ほぼ期待通りの成果をあげた	81～99点
計画の進捗に問題があるものの、概ね許容できる成果が期待できる	目標にはやや及ばない成果しかあげられなかったが、概ね許容できる範囲であった	61～80点
計画の進捗に大きな問題がある	目標に大きく及ばない成果しかあげられず、不満の残る状況であった	41～60点
計画を進捗できる見込みがない	意義のある成果がほとんど得られなかった	40点以下

【目標困難度】

研究目標の設定レベルについて、10点を評価の基準とし、挑戦的・意欲的で達成困難なものであるか、容易に達成可能なものであるかの状況によって、0点～20点の範囲で評価する。

目標の設定状況	点数の目安
挑戦的・意欲的であり、達成が困難な研究目標が設定されている	11～20点
一定の困難度があり、適正な研究目標が設定されている	10点
容易な研究目標が設定されている	0～9点

(2) 研究成果のアウトカム

研究のアウトプットとして得られた成果が、今後の環境行政にどのように貢献することができるか、その他一般社会に対して社会的・経済的にどのような効果をもたらすことができるか、というアウトカムの観点から、研究着手後の環境政策の動向等の変化も考慮して、有効性の観点の評価とする。その際、研究計画においてアウトカム目標が設定されている場合には参考とする。

0点を評価の基準とし、特筆すべきものがある場合には、加点又は減点を行う。

【研究成果のアウトカム】

研究成果の受け手である環境行政や一般社会におけるアウトカムとして、研究成果が大きな効果をもたらすことができるか、限定的な効果を見込むことしかできないかという観点から、評価を行い、-10点～30点の範囲で加点又は減点する。

研究成果の活用の状況又は今後の見通し	点数の目安
・今後の政策等への活用が確実に見込まれ、社会的経済的な効果も十分に期待できる。 ・政策等に成果が活用され、十分な効果があった。	1～30点
・今後の政策等への活用が見込まれ、社会的経済的な効果も期待できる。 ・政策等に成果が活用され、効果があった。	0点
・今後の政策等への活用がほとんど期待できない。 ・政策等への活用が限定的である。	-10～-1点

(3) 研究の効率性

研究の分担体制、費用構造や費用対効果の妥当性、研究目標の達成に向けた研究手段やアプローチの方法等の観点から評価する。

0点を評価の基準とし、特筆すべきものがある場合には、加点又は減点を行う。

【研究の効率性】

研究体制や課題管理が模範となる水準であったか、改善すべき点があったか、研究資金の運用について、費用対効果が優れていたか、劣っていたかの状況によって、-10点~10点の範囲で加点又は減点する。

研究体制、課題管理、研究資金の運用の妥当性	点数の目安
研究体制、課題管理、研究資金の運用は模範となる水準である。	1~10点
研究体制、課題管理、研究資金の運用は円滑に実施されており、優れている。	0点
研究体制、課題管理、研究資金の運用が非効率的である。	-10~-1点

2. 総合評価の採点方法

○各評価者の評価項目ごとの採点結果を下式により加算し、総合評価点（素点）とする。

①達成度+②困難度+③アウトカム+④効率性 = 総合評価点（素点）

①達成度：0点~120点

②困難度：0点~20点

③アウトカム：-10点~30点

④効率性：-10点~10点

○各評価者の総合評価点（素点）のうち、最上位及び最下位の総合評価点（素点）を排除した上で評価者全体の平均点（小数点以下切り捨て）を算出し、総合評価点を決定する。なお、総合評価点は以下のとおり評価ランクに変換し、総合評価点及び評価ランクを機構ウェブサイトに公表する。

〈評価ランク換算〉

評価ランク	総合評価点
S	120~
A	100~119
B	80~99
C	60~79
D	~59

○評価項目ごとの評価結果については、総合評価点の最上位及び最下位の各項目の評価点を排除した上で評価者全体の平均点（小数点以下切り捨て）を算出し、被評価者に総合評価点等と合わせて通知する。

3. 研究経費の妥当性（中間評価のみ）

中間研究成果報告書に記載された中間評価時点までの研究経費の実績及び今後の研究計画と執行計画、研究目標の達成見通し等を踏まえ、今後の研究経費の計画が適正であるかについて評価を行い、減額又は増額の評価が過半数を超えた場合は、研究部会において研究経費の増減の可否及び増減率を決定する。

また、評価ランクがB以下の課題又は「目標達成度」が80点以下の課題については、総合評価確定後に研究部会において研究計画と経費の確認を改めて行い、次年度以降の研究経費の取扱いとその理由について判定する。

増額すべき
経費は妥当である
減額すべき（95%程度）
大幅削減すべき（90%以下）

4. 評価シートのコメント

評価シートのコメント欄は、評点の根拠、研究目標の達成状況、研究計画の改善方向等を記入する（研究者が今後の研究を進めるに当たっての「参考意見」とする）。なお、中間評価に当たって、今後の研究計画又は研究経費に変更を求める場合は、変更すべき内容をコメント欄へ必ず記入した上で、当該研究部会の全研究課題のヒアリング評価終了後に行う「本日の評価結果について」の場において議論を行って「勧告」とすることを、研究部会として確認する。

5. 評価に当たっての留意事項

内閣府の指示により、研究費が一定規模以上の研究課題においては「国民との科学・技術対話（シンポジウム、講演会など）」をすることとなっている。事後評価では終了研究成果報告書の「6. 研究成果の発表状況」、中間評価では中間研究等成果報告書の「7. 研究成果の発表状況」及び研究者の発表から、実施状況を確認の上、総合評価の評価項目「目標達成度」において以下の基準で評価をする。なお、戦略的研究開発の研究プロジェクトにおいては、主催して公開シンポジウム等を実施することが特に推奨される。

- ・ 研究費が年間3,000万円（直接経費）以上の研究課題：実施していない課題をマイナス評価
- ・ 研究費が年間3,000万円（直接経費）未満の研究課題：実施した課題をプラス評価

※国民との科学・技術対話には、研究者主催のシンポジウム・講演会のほか、以下のような顔の見える双方向コミュニケーション活動も含む（オンラインでの開催も可とする）。

- ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

- ②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演
- ④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明
- ⑤インターネット上での研究成果の継続的な発信